

個人情報保護制度の充実強化（「杉並区個人情報保護条例」の改正）の 区民等の意見提出手続の結果について

個人情報保護制度の充実強化（「杉並区個人情報保護条例」の改正）について、区民等の意見提出手続の実施結果を報告します。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

(1) 区民等の意見提出期間

平成30年6月15日（金）～平成30年7月14日（土）

(2) 公表方法

- ・ 広報すぎなみ（6月15日号）
- ・ 区公式ホームページ
- ・ 文書による閲覧

（区政資料室、区民事務所、図書館）

2 意見提出実績

総数 3件（個人3件）

3 提出された意見の概要と区の考え方

別紙のとおり

4 杉並区個人情報保護条例の改正案の修正について

提出された意見に基づく修正は、ありません。

提出された意見の概要と区の考え方

	意見の概要	区の考え方
1. 派遣労働者を罰則の対象とすることについて	<p>派遣労働者に職員と同様の守秘義務・刑罰を科すのではなく、個人情報に係る業務を派遣労働者に行わせることを禁じるべきだと思います。収入や社会保障の面で不安定な派遣労働者に義務や罰則を追加するのは労働者の権利を侵害するものです。公平・公正な労働環境の保障を優先してほしいと思います。</p>	<p>区では、多くの業務で区民の個人情報を取り扱っており、そうした業務の内、主に臨時的な業務については、効率的な執行の面から、派遣労働者を活用しており、今後ともその必要があるものと考えております。</p> <p>また、個人情報の漏えい等は、区民生活に重大な影響があることから、派遣労働者についても、区職員と同様の守秘義務と罰則を適用し、個人情報保護の充実強化を図ります。</p>
2. 個人情報の適切な管理について	<p>区民の大切な個人情報を適切に管理するため、委託や派遣の従事者を含む個人情報を扱う全ての人に、個人情報保護の大切さや責任を伝えて、理解度を確認し、一人一人誓約書に署名してもらうことを毎年行っていただきたいと思います。</p>	<p>今回の改正で派遣労働者を加えることにより、基本的には、区の業務に関わる全ての者に守秘義務を課し、その違反に対して罰則を適用することとなります。また、従事者に対する教育を含む個人情報を保護するために必要な措置が労働者派遣業務にも適用されることとなります。具体的な対応につきましては、今後検討してまいります。</p>
3. その他	<p>障害者の場合、障害者福祉を所管する課の封筒か通常の杉並区の封筒で郵便物が届きますが、どちらかを選択できるようになっていたかと思えます。しかし、ずっと障害者用の封筒で届いております。障害者用の封筒は本当に必要でしょうか？隠す必要はないと言われればそれまでですが、様々な家庭環境・生活環境において不要に思えます。</p>	<p>区では、区民の皆さんの個人情報の保護に努め、適正な管理や利用に取り組んでおります。</p> <p>その一つとして、障害者の方々への通知にあたり、通常は、課名を記載した封筒を使っておりますが、お申し出いただいた方につきましては、課名無しの封筒で送付する対応をとっております。</p>